

# 山梨県公報

号外第十七号

平成三十一年

三月二十九日

金 曜 日

## 目 次

- 県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則……………一
- 地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県行政組織規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県財務規則の一部を改正する規則……………五
- 山梨県総合農業技術センター手数料条例別表中知事の定める額の一部改正……………六
- 山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令……………六
- 山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令……………六
- 企業局本庁に理事を設置することに伴う関係規程の整備に関する規程……………七
- 山梨県職員の給与に関する規則及び山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………八
- 寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則……………九
- 特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則……………一〇
- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………一〇
- 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則……………一〇

## 規 則

### 山梨県規則第十六号

県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成三十一年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

### 県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

県職員の職の設置に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第一条の表本庁に置かれる職の欄中「技師」の下に、「知事政策補佐官」を、「山岳安全対策監」の下に、「リニア企画監」を加え、同表出先機関に置かれる職の欄中「企画推進幹」の下に、「リニア用地対策幹」を加え、「主任道路監視員」を削る。

### 附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

### 山梨県規則第十七号

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

### 地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職の範囲を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職の範囲を定める規則(昭和四十二年山梨県規則第二号)の一部を次のように改正する。

本則第二号中「企業理事」を「理事」に改める。

### 附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

### 山梨県規則第十八号

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

### 山梨県行政組織規則の一部を改正する規則

山梨県行政組織規則(昭和四十三年山梨県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項の表中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号から第九号までを三号ずつ繰り上げる。

第九条中「政策企画課」の下に、「オリンピック・パラリンピック推進課」を、「福祉保健総務課」の下に、「子育て政策課」を加える。

第十一条中「第十二条の二第一項に規定する局長又は第十二条の三第一項」を「第十

二条の三第一項に規定する局長、第十二条の四第一項に規定する局長又は第十二条の五第一項に改める。

第十二条の五を第十二条の七とし、第十二条の四を第十二条の六とし、第十二条の三を第十二条の四とし、同条の次に次の一条を加える。

(子育て支援局に置かれる局長等)

**第十二条の五** 子育て支援局に局長を置く。

2 子育て支援局に必要に応じ、次長を置く。

3 第一項に規定する局長(次項において「局長」という。)は、上司の命を受け、子育て支援局内の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 次長は、上司の命を受け、その所掌事務を整理し、局長を補佐し、並びに子育て支援局内の基本的事項についての企画及び調整の事務を整理する。

5 子育て支援局に必要に応じ、次の各号に掲げる職を置き、その職務は、当該各号に定めるとおりとする。

一 主幹 上司の命を受け、局内の基本的事項についての企画に参画し、及び調整をし、又は特定事項を処理する。

二 副主幹、主査又は副主査 上司の命を受け、特定事務を処理する。

6 第一項、第二項及び前項に規定するもののほか、子育て支援局に必要に応じ、上司の命を受けて特定かつ重要な事項を専門的に担当する職を置く。

7 前項の職の名称は、別に定める。

第十二条の二を第十二条の三とし、第十二条の次に次の一条を加える。

**第十二条の二** オリンピック・パラリンピック推進局に局長を置く。

2 オリンピック・パラリンピック推進局に必要に応じ、次長を置く。

3 第一項に規定する局長(次項において「局長」という。)は、上司の命を受け、オリンピック・パラリンピック推進局内の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 次長は、上司の命を受け、その所掌事務を整理し、局長を補佐し、並びにオリンピック・パラリンピック推進局内の基本的事項についての企画及び調整の事務を整理する。

5 オリンピック・パラリンピック推進局に必要に応じ、次の各号に掲げる職を置き、その職務は、当該各号に定めるとおりとする。

一 主幹 上司の命を受け、局内の基本的事項についての企画に参画し、及び調整をし、又は特定事項を処理する。

二 副主幹、主査又は副主査 上司の命を受け、特定事務を処理する。

6 第一項、第二項及び前項に規定するもののほか、オリンピック・パラリンピック推進局に必要に応じ、上司の命を受けて特定かつ重要な事項を専門的に担当する職を置く。

7 前項の職の名称は、別に定める。

第十八条第一項中「、児童相談所、こころの発達総合支援センター」を削り、「動物愛護指導センター」の下に「、女性相談所、児童相談所、こころの発達総合支援センター」を加え、同条中第七項及び第八項を削り、第九項を第七項とし、同項の次に次の二項を加える。

8 甲陽学園に副園長を置く。

9 こころの発達総合支援センターに副所長を置く。

別表第一の一の表総合政策部の部地域創生・人口対策課の項の次に次のように加える。

外国人材受入支 援課	一 外国人材の受入れの促進に向けた取組に係る総合調整に関すること。 二 生活者としての外国人に対する支援の総合調整に関すること。
---------------	---

別表第一の一の表総合政策部の部の次に次のように加える。

オリ ンピ ック ・パ ラ リン ピ ック 推 進 局	オリ ンピ ッ ク ・パ ラ リ ン ピ ッ ク 推 進 課	オリ ンピ ッ ク 競 技 大 会 及 び パ ラ リ ン ピ ッ ク 競 技 大 会 に 関 す る こ と。
---	---	--

別表第一の一の表県民生活部の部県民生活・男女参画課の項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号から第十九号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第一の一の表県民生活部の部私学・科学振興課の項第五号中「私立学校」の下に「(幼稚園を除く。)」を加える。

別表第一の一の表リニア交通局の部リニア推進課の項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 リニア中央新幹線の駅及び周辺整備に関すること。

四 リニア中央新幹線の波及効果の拡大の促進に関すること。  
別表第一の一の表総務部の部税務課の項第三号中「自動車取得税」を「自動車税の環境性能制」に改める。

別表第一の一の表福祉保健部の部福祉保健総務課の項第一号中「健康長寿推進課、子育て支援課及び障害福祉課」を「他の課」に改め、同項第九号中「こと」の下に「子どもの学習支援に関することを除く。」を加える。

別表第一の一の表福祉保健部の部子育て支援課の項を削る。

別表第一の一の表福祉保健部の部障害福祉課の項第四号中「発達障害者及び高次脳機能障害者等」を「高次脳機能障害者等」に改める。

別表第一の一の表福祉保健部の部健康増進課の項第十一号から第十三号までを削り、第十四号を第十一号とし、第十五号から第十七号までを三号ずつ繰り上げ、同項第十八号中「及び指定難病審査会」を「指定難病審査会及びがん情報審議会」に改め、同項を同項第十五号とし、同項第十九号を同項第十六号とする。  
別表第一の一の表福祉保健部の部の次に次のように加える。

子育て支援局	子育て政策課	<p>一 子ども・子育て支援及び保育に関すること。</p> <p>二 児童の健全育成に関すること。</p> <p>三 児童福祉施設（保育所、幼保連携型認定こども園及び児童厚生施設に限る。）の指導監督に関すること。</p> <p>四 児童福祉施設（保育所及び幼保連携型認定こども園に限る。）に係る市町村事務の実地調査に関すること。</p> <p>五 児童福祉事業従事者に関すること（保育所、幼保連携型認定こども園及び児童厚生施設に限る。）。</p> <p>六 幼稚園に関すること（学校教育の指導に関することを除く。）。</p> <p>七 結婚の支援に関すること。</p> <p>八 母体保護に関すること。</p> <p>九 母子保健に関すること。</p> <p>十 小児医療給付に関すること。</p> <p>十一 子ども・子育て会議に関すること。</p> <p>十二 愛宕山こどもの国に関すること。</p>
--------	--------	--

子ども福祉課

- 一 児童福祉に関すること。
- 二 児童委員に関すること。
- 三 児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターに限る。）の指導監督に関すること。
- 四 児童福祉施設（助産施設及び母子生活支援施設に限る。）に係る市町村事務の実地調査に関すること。
- 五 児童福祉事業従事者に関すること（障害者福祉に係るもの、保育所、幼保連携型認定こども園及び児童厚生施設を除く。）。
- 六 父子家庭、母子家庭及び寡婦の福祉に関すること。
- 七 児童手当及び児童扶養手当に関すること。
- 八 子どもの貧困対策に関すること。
- 九 生活困窮者の自立に関すること（子どもの学習支援に関することに限る。）。
- 十 発達障害者及び発達障害児の支援に関すること。
- 十一 子どもへの心のケアに係る総合拠点の整備に関すること。
- 十二 女性相談所、児童相談所、甲陽学園及びこころの発達総合支援センターに関すること。

別表第一の一の表県土整備部の部用地課の項第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 所有者不明土地の使用等の裁定に関すること。

別表第一の二の表中オリンピック・パラリンピック推進室の項、リニア環境未来都市推進室の項及び子どもの心のケア総合拠点整備室の項を削る。

別表第三中女性相談所の項、中央児童相談所の項、都留児童相談所の項、甲陽学園の項及びこころの発達総合支援センターの項を削り、動物愛護指導センターの項の次に次のように加える。

女性相談所

甲府市

中央児童相談所	相談支援課 処遇指導課 診断育成課 一時保護課	甲府市
都留児童相談所	相談課 一時保護課	都留市
甲陽学園	自立支援課	甲府市
こころの発達総合支援センター		甲府市

別表第五リニア用地事務所の項第一号中「リニア中央新幹線」の下に「及び駅関連」を加え、同表中女性相談所の項、児童相談所の項、甲陽学園の項及びこころの発達総合支援センターの項を削り、動物愛護指導センターの項の次に次のように加える。

女性相談所	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 要保護女子に係る相談に関すること。</li> <li>二 要保護女子に対する医学的、心理学的及び職能的判定及び指導に関すること。</li> <li>三 要保護女子の一時保護に関すること。</li> <li>四 要保護女子の収容保護、更生に関すること。</li> <li>五 配偶者暴力相談支援センターに関すること。</li> </ul>
児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 児童に関する家庭その他からの相談に関すること。</li> <li>二 児童及びその家庭に対する調査及び指導に関すること。</li> </ul>

甲陽学園	<ul style="list-style-type: none"> <li>三 問題児童の把握に関すること。</li> <li>四 一時保護の手續に関すること。</li> <li>五 児童及びその家庭に対する医学的、心理学的、教育的、社会学的及び精神衛生上の判定並びに措置に関すること。</li> <li>六 措置児童及びその家庭に対する指導に関すること。</li> <li>七 一時保護児童に関すること。</li> <li>八 障害児施設給付費の支給決定に関すること。</li> <li>九 女性相談所、こころの発達総合支援センター、障害者相談所及び精神保健福祉センターの庶務的事務に関すること（中央児童相談所に限る。）。</li> </ul>
こころの発達総合支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 児童虐待を受けた児童、発達障害者等の診療に関すること。</li> <li>二 児童虐待を受けた児童、発達障害者等又はこれらの家族の支援に関すること。</li> <li>三 児童虐待を受けた児童、発達障害者等の福祉に関する知識の普及及び調査研究に関すること。</li> </ul>

**附 則**  
 (施行期日)  
 1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、別表第一の一の表県土整備部の部用地課の項の改正規定は同年六月一日から、別表第一の一の表総務部の部税務課の項の改正規定は同年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に次の表の上欄に掲げる機関に勤務する者のうち、別に発令されない者は、同表の下欄に掲げる機関に勤務を命ぜられたものとする。

福祉保健部子育て支援課	子育て支援局子育て政策課
福祉保健部女性相談所	子育て支援局女性相談所
福祉保健部中央児童相談所	子育て支援局中央児童相談所
福祉保健部都留児童相談所	子育て支援局都留児童相談所
福祉保健部甲陽学園	子育て支援局甲陽学園
福祉保健部こころの発達総合支援センター	子育て支援局こころの発達総合支援センター

3 (山梨県公有財産事務取扱規則の一部改正)

山梨県公有財産事務取扱規則(昭和三十九年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第十二条の四第一項に規定する局長」の下に「、組織規則第十二条の五第一項に規定する局長、組織規則第十二条の六第一項に規定する局長」を加える。

(山梨県職員の特別褒賞金に関する条例施行規則の一部改正)

4 山梨県職員の特別褒賞金に関する条例施行規則(昭和四十三年山梨県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「リニア交通局、防災局、子育て支援局」を「オリンピック・パラリンピック推進局、リニア交通局、防災局、子育て支援局」に改める。

(青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則の一部改正)

5 青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則(昭和五十三年山梨県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一号中「福祉保健部子育て支援課」を「子育て支援局子育て政策課」に改める。

#### 山梨県規則第十九号

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成三十一年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則

山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「及び第十二条の四第一項」を「、第十二条の四第一項、第十二条の五第一項及び第十二条の六第一項」に改め、同条第二号中「第十二条の四第二項に規定する次長」の下に「、組織規則第十二条の五第二項に規定する次長、組織規則第十二条の六第二項に規定する次長」を加え、同条第六号中「職員」の下に「、こころの発達総合支援センターにあつては同条第九項に規定する副所長」を加える。

別表第一の二の部2の項中「第十二条の二第五項」を「第十二条の三第五項」に、「第十二条の三第五項」を「第十二条の四第五項」に、「防災局主幹等」という。に係るものを「防災局主幹等」という。)、組織規則第十二条の五第五項に規定する主幹、副主幹、主査及び副主査(以下「子育て支援局主幹等」という。))に改め、同表三の部2の項、四の部1の項、五の部2の項及び九の部1の項中「防災局主幹等」の下に「、子育て支援局主幹等」を加える。

#### 附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

#### 山梨県規則第二十号

山梨県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成三十一年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県財務規則の一部を改正する規則

山梨県財務規則(昭和三十一年山梨県規則第十一号)の一部を次のように改正する。  
第二条第一号中「及び第十二条の四第一項」を「、第十二条の四第一項、第十二条の五第一項及び第十二条の六第一項」に改め、同条第五号中「富士山世界遺産センター」の下に「及びこころの発達総合支援センター」を加える。

第三十条第三項の表二の項中「、児童相談所次長、甲陽学園副園長、こころの発達総合支援センター次長」を削り、「動物愛護指導センター次長」の下に「、児童相談所次長、甲陽学園副園長、こころの発達総合支援センター次長」を加える。

第九十九条の二第三号中「又は地方公共団体」を「、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号） 第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人（平成十五年法律第百二十二号） 第二条第一項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人（平成十五年法律第百十八号） 第二条第一項に規定する地方独立行政法人」に、「すべて」を「全て」に改める。

第四百四十七条第三項中「十万円」を「百万円」に改め、「除く」の下に「。次項において同じ」を加え、同条第四項中「、又は前項」を「又は第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の規定により合議及び承認（評価額一件十万円以上の物品に係るものに限る。）を省略したときは、かい長は寄附者の住所及び氏名、物品の名称及び評価額並びに当該物品を受納した日を知事に報告しなければならない。

第六十条第一項第九号を次のように改める。  
九 障害者相談所、精神保健福祉センター、女性相談所、中央児童相談所及びこころの発達総合支援センター

第六十二条中「すべて」を「全て」に改め、同条ただし書中「もの」の下に「その他会計管理者が別に定めるものについて」を加える。

別表第一中「、女性相談所、児童相談所、甲陽学園、こころの発達総合支援センター」を削り、「動物愛護指導センター」の下に「、女性相談所、児童相談所、甲陽学園、こころの発達総合支援センター」を加える。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

告示

山梨県告示第九十四号

山梨県総合農業技術センター手数料条例別表中知事の定める額（昭和五十九年山梨県告示第百八十七号）の一部を改正し、平成三十一年十月一日から適用する。

平成三十一年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

表第一号中「三、八八〇円」を「三、九六〇円」に、「五、〇七〇円」を「五、一七〇円」に、「三、三四〇円」を「三、四一〇円」に、「六、八〇〇円」を

「六、九三〇円」に改め、同表第二号中「二、七〇〇円」を「二、七五〇円」に、「三、三四〇円」を「三、四一〇円」に、「五、五〇〇円」を「五、六一〇円」に改め、同表第三号中「一、一八〇円」を「一、二一〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、四三〇円」に、「二、七〇〇円」を「二、七五〇円」に、「三、三四〇円」を「三、四一〇円」に、「四、二一〇円」を「四、二九〇円」に、「四、六四〇円」を「四、七三〇円」に改め、同表第四号中「一、四〇〇円」を「一、四三〇円」に、「二、〇五〇円」を「二、〇九〇円」に、「三、六七〇円」を「三、七四〇円」に、「四、七五〇円」を「四、八四〇円」に、「一〇、一五〇円」を「一〇、三四〇円」に、「二七、九七〇円」を「二八、四九〇円」に改める。

訓令

山梨県訓令甲第一号

本 出 先 機 関 庁

山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令

山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程（昭和三十二年山梨県訓令甲第十七号）の一部を次のように改正する。

別表三の項中「中央児童相談所（一時保護課に限る。）及び都留児童相談所（一時保護課に限る。）に勤務する職員、甲陽学園に勤務する職員のうち庶務業務以外の業務に従事する者、あけぼの医療福祉センター」を「あけぼの医療福祉センター」に、「並びに」を「、中央児童相談所（一時保護課に限る。）及び都留児童相談所（一時保護課に限る。）に勤務する職員、甲陽学園に勤務する職員のうち庶務業務以外の業務に従事する者並びに」に改め、同表八の項中「防災危機管理課」を「消防保安課」に改め、同表九の項を削り、十の項を九の項とし、十一の項を十の項とする。

附則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第二号

本 出 先 機 関 庁  
労働委員会事務局

山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成三十一年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令

山梨県職員服務規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表知事の部部長の款中「、防災対策専門監」を削り、「出先機関の」を「部に置かれる出先機関の」に改め、同部理事（部又は局に配置された理事を除く。）又は会計管理者の款中「理事」を「知事政策補佐官、理事」に改め、同部局長の款を次のように改める。

局長		上欄の者と同一の課に所属するその他の職員
課長	局に配置された理事、リニア推進監、次長、エネルギー政策推進監、技監、参事、副参事、主幹、防災対策専門監、リニア企画監又は政策企画監	
	局に置かれる出先機関の長（このころの発達総合支援センター所長を除く。）	上欄の者と同一の出先機関に所属するその他の職員

このころの発達総合支援センターの副所長	上欄の者と同一の出先機関に所属するその他の職員
---------------------	-------------------------

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

企 業 局

山梨県企業局管理規程第六号

企業局本庁に理事を設置することに伴う関係規程の整備に関する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

山梨県公営企業管理者 宮 澤 雅 史

企業局本庁に理事を設置することに伴う関係規程の整備に関する規程

（山梨県企業職員の給与に関する規程の一部改正）

第一条 山梨県企業職員の給与に関する規程（昭和四十二年山梨県企業局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

「理事」

別表第三局本庁の項中「技監」を

技監

（山梨県企業局組織規程の一部改正）

第二条 山梨県企業局組織規程（昭和四十三年山梨県企業局管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「応じ」の下に「理事又は」を加え、同条第二項中「局長」の下に「、理事」を加える。

（山梨県企業局事務決裁規程の一部改正）

第三条 山梨県企業局事務決裁規程（昭和四十三年山梨県企業局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号、第二号及び第六号中「局長」の下に「、理事」を加える。

（山梨県企業局議規程の一部改正）

第四条 山梨県企業局議規程（昭和五十三年山梨県企業局管理規程第十号）の一部を

次のように改正する。

第三条第一項中「局長」の下に、「理事」を加える。

(山梨県公営企業管理者の職務を代理する者を定める規程の一部改正)

**第五条** 山梨県公営企業管理者の職務を代理する者を定める規程(平成二十三年山梨県企業局管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第二順位 企業局長」を「第二順位 企業局理事  
第三順位 企業局長」に改める。

**附則**

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

**人事委員会**

**山梨県人事委員会規則第七号**

山梨県職員の給与に関する規則及び山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

山梨県人事委員会

委員長 信 田 恵 三

山梨県職員の給与に関する規則及び山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

(山梨県職員の給与に関する規則の一部改正)

**第一条** 山梨県職員の給与に関する規則(昭和三十三年山梨県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表第二の表5級の項3中「、中田道路監視員」を削り、同表6級の項1中「山岳安全対策監」を「山岳安全対策監、リニア企画監」に改め、同項2中「政務調査監」を「文化財企画調整監、政務調査監」に改め、同項5中「工事検査幹」を「工事検査幹、リニア用地対策幹」に改め、同表9級の項を次のように改める。

9級	1 知事政策補佐官の職務 2 困難な業務を行う教育次長、局長、林務長又は出納局長の職務 3 困難な業務を行う本庁又は教育委員会事務局の理事
----	---

別表第二の表3級の項2中「文化財センター」を「センター」又は「次」に改める。

「出納局長

別表第十二知事の事務部局の部本庁の項中「出納局長」を、知事政策補佐官

「リニア企画監

「監査指導監」を「監査指導監」に改め、同部県民生活センターの項中「七種(人

「人事委員会が

事委員会が認める者にあつては六種)」を「六種(人事委員会が認める者にあつては

五種)」に改め、同部リニア用地事務所の項中

次長

七種(人事委

員会が認める者にあつては六種)

を

次長	七種(人事委員会が
リニア用地対策幹	七種

が認める者にあつては六種)

に改め、同部女性相談所の項中

所長

を

所長	五種
----	----

に改め、同部中央児童相談所の項中

副所長

六種(人事委員

所長	五種
次長	七種

会が認める者にあつては五種)

を削り、同部こころの発達総合支援センターの項

中「所長」を「副所長」に改め、同部中北林務環境事務所の項中「六種」を「六種(人事委員会が認める者にあつては五種)」に改め、同部森林総合研究所の項中「七種(人事委員会が認める者にあつては六種)」を「六種(人事委員会が認める者にあつては五種)」に改め、同部峡東農務事務所の項中「六種」を「六種(人事委員会が認める者にあつては五種)」に改め、同部畜産酪農技術センターの項中「六種(人事委員会が認める者にあつては五種)」を「六種」に改め、同部中北建設事務所の項中「六種(支所に勤務する者にあつては七種)」を「六種(人事委員会が認める者にあつては五種)」に改め、同部峡東建設事務所の項中「六種」を「六種(人事委員会が認める者にあつては七種)」に改め、同部峡南建設事務所の項中「六種(身延に駐在する者にあつては七種)」を「六種(人事委員会が認める者にあつては五種、身延に駐在する者にあつては七種)」に改め、同部富士・東部建設事務所の項中「六種(支所に勤務する者にあつては七種)」を「六種(人事委員会が認める者にあつては五種、支所に勤務する者にあつては七種)」に改める。

「文化財指導監

別表第十二教育委員会事務局の部本庁の項中「文化財指導監」を

文化財企画調整

監」に改め、同部総合教育センターの項中

所長	三種
副所長	五種(人事委員会が認める者

を  
所長  
五種(人事委員会が認める者にあつては四種)

にあつては四種)

に改める。

(山梨県学校職員の給与に関する規則の一部改正)

第二条 山梨県学校職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

「西原小学校 上野原市西原

別表第八の二級の項中

早川北小学校 南巨摩郡早川町大野原

を「早川北小学校

一南巨摩郡早川町大野原」に改め、同表一級の項中

「高根清里小学校 北杜市高根町

清里

芦川小学校

笛吹市芦川町

を「芦川小学校 一笛吹市芦川町中芦川」に改める。

中芦川」

別表第九を次のように改める。

別表第九 削除

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第八号

寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

山梨県人事委員会

委員長 信田 恵三

寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則

寒冷地手当支給規則(昭和三十九年山梨県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

「北杜市高根町長沢二一四一 高根北小学校

別表第二中 北杜市高根町清里三五四五 高根清里小学校 を「北杜市大泉町谷戸二

北杜市大泉町谷戸二八七〇 泉小学校

八七〇一泉小学校」に改める。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

### 山梨県人事委員会規則第九号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

山梨県人事委員会

委員 長 信 田 恵 三

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三十条第二項の表中「三千六百元」を「二千七百元」に改める。

第三十四条第四項中「第三十二条の十一第二項」を「第三十二条の十二第二項」に改める。

### 附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

### 山梨県人事委員会規則第十号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

山梨県人事委員会

委員 長 信 田 恵 三

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十八年山梨県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号中「百分の百十五以上」を「百分の百十二・五以上」に、「百分の百三十九以上」を「百分の百三十六・五以上」に改め、同項第二号中「百分の百三・五以上百分の百十五未満」を「百分の百一以上百分の百十二・五未満」に、「百分の百二十四・五以上百分の百三十九未満」を「百分の百二十二以上百分の百三十六・五未満」に改め、同項第三号及び第四号中「百分の九十二」を「百分の八十九・五」に、「百分の百十二」を「百分の百九・五」に改める。

第十三条の二第一号中「百分の四十九・五」を「百分の四十七」に、「百分の五十九・五」を「百分の五十七」に改め、同条第二号及び第三号中「百分の四十六」を「百分の四十三・五」に、「百分の五十六」を「百分の五十三・五」に改める。

### 附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

### 山梨県人事委員会規則第十一号

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

山梨県人事委員会

委員 長 信 田 恵 三

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

（山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正）

**第一条** 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和二十八年山梨県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「次項、次条及び第十条において」を「以下」に改める。

第八条第一項中「条例第八条第二項の規定により正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務すること」を「職員に時間外勤務（条例第八条第二項の規定により命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。）」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 任命権者は、再任用短時間勤務職員（条例第二条第三項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）及び任期付短時間勤務職員（条例第二条第四項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）に時間外勤務を命ずる場合には、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

第八条第三項中「同項に規定する勤務」を「時間外勤務」に改める。

第八条の十二を第八条の十三とする。

第八条の十一中「第八条の三から第八条の九」を「第八条の四から第八条の十」に、「第八条の四第一項第三号」を「第八条の五第一項第三号」に、「第八条の五、第八条の七第一項第三号」を「第八条の六、第八条の八第一項第三号」に、「第八条の九第一項第三号」を「第八条の十第一項第三号」に、「第八条の三第一項」を「第八条の四第一項」に、「第八条の四第一項第一号、第八条の七第一項第一号及び第八条の九第一項第一号」を「第八条の五第一項第二号、第八条の八第一項第二号及び第八条の十第一項第二号」に、「第八条の四第一項第二号、第八条の七第一項第二号及び第八条の九第一項第二号」を「第八条の五第一項第一号、第八条の八第一項第一号及び第八条の十第一項第一号」に、「第八条の六第一項」を「第八条の七第一

項」に、「第八条の八第一項」を「第八条の九第一項」に改め、同条を第八条の十二とし、第八条の八から第八条の十までを一条ずつ繰り下げる。

第八条の七第一項第五号中「第八条の五」を「第八条の六」に改め、同条を第八条の八とし、第八条の二から第八条の六までを一条ずつ繰り下げる。

第八条の次に次の一条を加える。

(時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限)

**第八条の二** 任命権者は、職員に時間外勤務を命ずる場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数(第一号にあつては、時間)

(労働基準法別表第一に掲げる事業に従事する職員にあつては、同法第三十六条第一項の規定により延長した労働時間)の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

一 次号に規定する場合以外の場合 次のイ及びロに定める時間

イ 一箇月において時間外勤務を命ずる時間について四十五時間

ロ 一年において時間外勤務を命ずる時間について三百六十時間

二 他律的業務(業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。)又は通常予見することが出来ない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に前号に規定する時間を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合 次のイから二までに定める時間及び月数

イ 一箇月において時間外勤務を命ずる時間について百時間未満

ロ 一年において時間外勤務を命ずる時間について七百二十時間

ハ 一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の一箇月当たりの平均時間について八十時間

ニ 一年のうち一箇月において四十五時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について六箇月

2 任命権者が、特例業務(災害への対処その他の重要な業務であつて特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものをいう。)に従事する職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要があると認める場合(労働基準法別表第一に掲げる事業に従事する職員にあつては、同法第三十三条第一項の規定による行政官庁の許可を受け又は届出をした場合に限り。)には、前項(当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。)の規定は適用しない。

3 任命権者は、前項の規定により、第一項各号に規定する時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のもの

のとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る一年の末日の翌日から起算して六箇月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

(山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部改正)

**第二条** 山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則(昭和四十四年山梨県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「次項、次条及び第九条において」を「以下」に改める。

第七条第一項中「条例第九条第二項の規定により正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務すること」を「職員に時間外勤務(条例第九条第二項の規定により命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。)」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 県教育委員会は、再任用短時間勤務職員(条例第二条第一号に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。)及び任期付短時間勤務職員(条例第二条第一号に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。)に時間外勤務を命ずる場合には、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

第七条第三項中「同項に規定する勤務」を「時間外勤務」に改める。  
第七条の十二を第七条の十三とする。

第七条の十一中「第七条の三から第七条の九」を「第七条の四から第七条の十」に、「第七条の四第一項第三号」を「第七条の五第一項第三号」に、「第七条の五、第七条の七第一項第三号」を「第七条の六、第七条の八第一項第三号」に、「第七条の九第一項第三号」を「第七条の十第一項第三号」に、「第七条の三第一項」を「第七条の四第一項」に、「第七条の四第一項第一号、第七条の七第一項第一号及び第七条の九第一項第一号」を「第七条の五第一項第一号、第七条の八第一項第一号及び第七条の十第一項第一号」に、「第七条の四第一項第二号、第七条の七第一項第二号及び第七条の九第一項第二号」を「第七条の五第一項第二号、第七条の八第一項第二号及び第七条の十第一項第二号」に、「第七条の六第一項」を「第七条の七第一項」に、「第七条の八第一項」を「第七条の九第一項」に改め、同条を第七条の十二とし、第七条の八から第七条の十までを一条ずつ繰り下げる。

第七条の七第一項第五号中「第七条の五」を「第七条の六」に改め、同条を第七条の八とし、第七条の二から第七条の六までを一条ずつ繰り下げる。

第七条の次に次の一条を加える。  
(時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限)

**第七条の二** 県教育委員会は、職員に時間外勤務を命ずる場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数（第一号にあつては、時間）（労働基準法別表第一に掲げる事業に従事する職員にあつては、同法第三十六条第一項の規定により延長した労働時間）の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

- 一 次号に規定する場合以外の場合 次のイ及びロに定める時間
  - イ 一箇月において時間外勤務を命ずる時間について四十五時間
  - ロ 一年において時間外勤務を命ずる時間について三百六十時間
- 二 他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。）又は通常予見することが出来ない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に前号に規定する時間を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合 次のイからニまでに定める時間及び月数
  - イ 一箇月において時間外勤務を命ずる時間について百時間未満
  - ロ 一年において時間外勤務を命ずる時間について七百二十時間
  - ハ 一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の一箇月当たりの平均時間について八十時間
  - ニ 一年のうち一箇月において四十五時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について六箇月
- 2 県教育委員会が、特例業務（災害への対処その他の重要な業務であつて特に緊急に処理することを要するものと県教育委員会が認めるものをいう。）に従事する職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要があると認める場合（労働基準法別表第一に掲げる事業に従事する職員にあつては、同法第三十三条第一項の規定による行政官庁の許可を受け又は届出をした場合に限る。）には、前項（当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。）の規定は適用しない。
- 3 県教育委員会は、前項の規定により、第一項各号に規定する時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る一年の末日の翌日から起算して六箇月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

**附 則**

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。